附　則

この省令は、令和三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　別表第二の一の項の改正規定中５に係る部分及び同表第二の三の項の改正規定中８に係る部分　令和四年十月一日

二　別表第二の二の項の改正規定中５(3)に係る部分　令和五年四月一日

三　別表第二の二の項の改正規定中10に係る部分　令和六年四月一日

○農林水産省令第五十六号

独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百八十五号）の施行に伴い、独立行政法人農業者年金基金法施行令（平成十五年政令第三百四十三号）第十二条第一項の規定を実施するため、独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十四日

農林水産大臣　野上浩太郎

独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（保険料の額の決定の申出） **第五十七条**　法第四十四条第三項の規定による保険料の額の決定の申出は、第一条の申出書に次に掲げる事項を記載してしなければならない。ただし、第一条の申出と同時に第六十条第一項の申出をする者にあっては、この限りでない。 一　保険料の額 二　法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない者であって、一月につき二万円未満の保険料を納付しようとするものにあっては、同条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない旨 （保険料の額の変更の申出） **第五十八条**　法第四十四条第三項の規定による保険料の額の変更の申出は、その額を変更した後の保険料に係る期間の最初の月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。ただし、第五十九条の二第二項、第六十条第一項、第六十一条第二項又は第七十九条の申出により保険料の額を変更する場合にあっては、この限りでない。 一・二　（略） 三　法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない者であって、一月につき二万円未満の保険料を納付しようとするものにあっては、同条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない旨 四・五　（略） （納付下限額の特例の規定が適用されなくなった場合の届出） **第五十九条の二**　法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれにも該当しない者であって、一月につき二万円未満の保険料を納付するものは、同条第一項各号若しくは第二項各号のいずれかに該当したとき（該当した日の属する月において次条第一項の申出により保険料の額の変更をする場合を除く。）又は三十五歳に達したとき（第八十条第二項の申出により保険料の額の変更をした場合を除く。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を基金に提出しなければならない。 一　氏名、生年月日及び住所 二　法第四十五条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当したときにあっては、該当した年月日及びその該当する号	（保険料の額の決定の申出） **第五十七条**　法第四十四条第三項の規定による保険料の額の決定の申出は、第一条の申出書にその額を記載してしなければならない。ただし、第一条の申出と同時に第六十条第一項の申出をする者にあっては、この限りでない。 （新設） （新設） （保険料の額の変更の申出） **第五十八条**　法第四十四条第三項の規定による保険料の額の変更の申出は、その額を変更した後の保険料に係る期間の最初の月の十五日までに、次に掲げる事項を記載した申出書を基金に提出してしなければならない。ただし、第六十条第一項、第六十一条第二項又は第七十九条の申出により保険料の額を変更する場合にあっては、この限りでない。 一・二　（略） （新設） 三・四　（略） （新設）